

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

## 第12準備書面

(原告ら第1準備書面への認否を求める)

平成25年6月28日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外



被告は、答弁書及び被告準備書面(1)で、原告らの訴状に対する認否及び反論を行ったが、原告ら第1準備書面(請求原因の補充)に対しては、未だ認否をしない。

この点、原告ら代理人は、期日間に、被告代理人に対して、原告ら第1準備書面に対する認否を行うよう求めたが、被告代理人からは、原告ら第1準備書面の提出前に裁判所に提出された答弁書をもって事実上認否しており、改めて認否する必要はない旨の回答があった。そして、被告代理人が言う答弁書をもって事実上行ったとする認否は、敷地内のシームがいずれも耐震設計に考慮すべき活断層ではない等の答弁書58頁～59頁や105頁～106頁の記載を指すものと考えられる。

しかし、原告ら第1準備書面は、1号機直下のS-1が活断層であることを指摘する専門家がいることや、S-1が他のシームと連動すること、S-1が活断層であ

る場合「発電用原子炉施設の対審安全性に関する安全審査の手引き」の定めにより原子炉施設の設置が禁止されること等の複数の主張を行っているのであり、答弁書はこれらの原告らの主張に対応する認否を行っているとは言えない。

そこで、原告らは、被告に対し、原告ら第1準備書面（請求原因の補充）に記載の請求原因に対する認否を求める。

以上